

感染症に 注意しましょう



秋の訪れを感じる季節の変わり目は、体調管理が重要です。

感染症予防を心がけ、健康で快適な日々を迎える準備を整えましょう。感染症予防の基本は手洗い・うがい・消毒の徹底、咳エチケットの実践です。風邪症状がある場合は無理せず休み、早めに受診をしましょう。



高齢者インフルエンザ・ 新型コロナウイルス感染症 ワクチン

町では次に該当する人を対象にインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る費用を一部助成しています。

予防接種を受けることで、発症の予防や重症化の予防の効果が期待できます。

対象者：接種日当日、町に住所があり
次のどちらかに該当する人

- ① 65 歳以上の人
- ② 60 ～ 64 歳で内部障がいにより身体障害者手帳 1 級を所持している人

接種期間：令和 7 年 10 月 1 日（水）～
令和 8 年 1 月 31 日（土）まで

実施場所：県内外の医療機関

※かかりつけ医で接種してください。

自己負担額：高齢者インフルエンザ：1,000 円
新型コロナウイルス：2,000 円

その他：対象者以外の人への接種補助はありません。予診票は、健康づくり協力員より対象者へ配付しています。接種期間内に 65 歳になる人には誕生月に郵送します。



带状疱疹ワクチン

本年度、带状疱疹ワクチン接種対象となる人へ、4 月に予診票と接種の案内を配付しています。

接種期間は、**令和 8 年 3 月 31 日**までとなるため、早めの接種をおすすめします。

【種類によって接種回数と自己負担額が異なります】

◆生ワクチン

接種回数 1 回

自己負担額：2,000 円

◆組換えワクチン

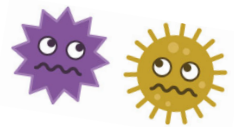
接種回数 2 回

自己負担額：10,000 円 × 2 回

※ 2 ヶ月程度の間隔を空けて 2 回目を接種

なお、組換えワクチン（不活化ワクチン）を接種した人は、2 回目分の予診票を郵送します。

1 回目接種後に健康増進課までご連絡ください。



予防接種の受け方

接種を希望する場合は、次の手順で受診してください。※町への申込は不要です。

- ① 実施医療機関に確認・予約をする
- ② 事前に町から配付された予診票に必要事項を記入し、接種を受ける
- ③ 接種費用として、**自己負担金**を医療機関窓口にて支払う

※生活保護世帯は無料となる手続きが必要です。

【注意事項】

- ・ 配付された予診票を必ず医療機関へ持参してください。忘れた場合は接種ができません。
- ・ 希望するワクチンの在庫があるか、事前に医療機関へ連絡してください。
- ・ 県外の医療機関で接種した場合は、別に申請が必要です。詳しくは問い合わせください。

◆予防接種は義務ではありません。

各種ワクチンの予防接種についてよく理解した上で希望した場合に限り接種を行いましょう。

